

ねん がつ こ いりようひ じよせいほうほう いちぶ か  
2018年4月から子ども医療費の助成方法が一部変わります

ぜろさい ろくさい こ びょういん まどぐち かね はら  
0歳から6歳の子どもは病院の窓口でお金を払わなくてよくなります  
しないいりようきかん ほけんてきょうぶん  
(市内医療機関の保険適用分のみ)

げんざい こ いりようひ まどぐち しはら あと こうざふりこ もど  
現在の子どもの医療費は、窓口で支払った後に口座振込みでお戻ししています  
ねん がつ さい さいとうたつねんどまつ がつ にちう ぜんげつまつじつ  
が、2018年4月から、0歳から6歳到達年度末まで(4月1日生まれは前月末日ま  
で)の子どもで、次の条件を全て満たす場合に限り、窓口負担をなくします。

じょうけん いちぶれいがい  
条件(一部例外があります)

- ▶ たいしょうねんれい こ しな い じゅうみんひょう お  
対象年齢の子どもが市内に住民票を置いていること
- ▶ しな い いるようきかん ほけんてきょう いるようひ  
市内の医療機関で、保険適用となる医療費であること
- ▶ じゅしんじ じゅきゆうしかくしょう まどぐちふたん よう み  
受診時に受給資格証(窓口負担なし用)を見せること
- ▶ にゆういん ばあい こくみんけんこうほけんかにゆうしゃ げんどがくてきょうにんていしょう  
入院の場合、国民健康保険加入者は限度額適用認定証  
み  
を見せること

じょうけん み ばあい あと こうざ  
※ 条件を満たさない場合は、これまでどおり後から口座  
ふりこ もど  
振込みでお戻しします。



じゅきゆうしやしやう  
受給者証

たいしょう ひと あたら じゅきゆうしかくしょう さんがつけじゆん ゆうびん おく  
対象となる人へ、新しい受給資格証を3月下旬に郵便で送ります。(まだ  
こ いるようひ じゅきゆうしかく も ひと てつづ ひつよう  
子ども医療費の受給資格を持っていない人は手続きが必要です)  
しがい てんしゆつ じゅきゆうしかくしょう かえ  
市外に転出するときは、すぐに受給資格証を返してください。

と あ よっかいちしやくしよ ほけんふくしか  
問い合わせ 四日市市役所こども保健福祉課 ☎059-354-8083